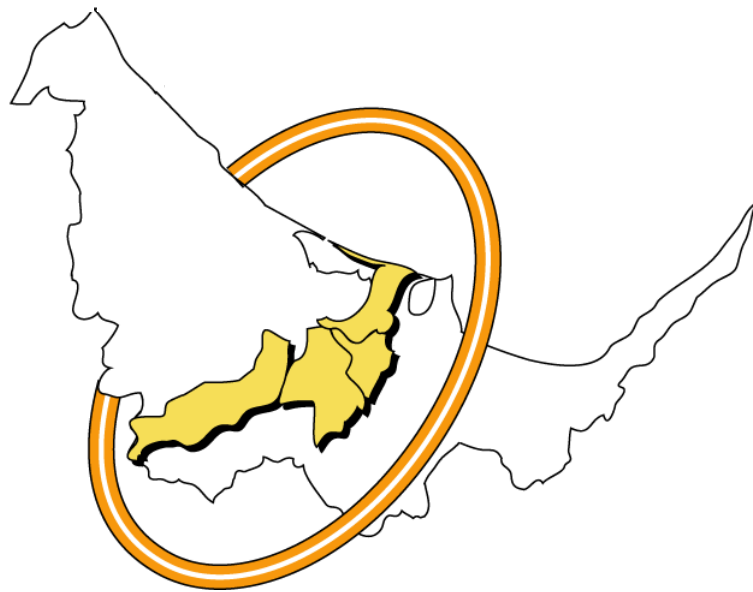


北見市総合計画

第 6 次

実施計画策定方針



平成 25 年 8 月

企画財政部

1. 実施計画策定の基本的考え方

平成 21 年度にスタートした 10 年間のまちづくりの道標となる北見市総合計画は、「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 - 安心な活力都市 北見-」を将来像とし、子どもからお年寄りまで一人ひとりがきらめき、自然と共生し、元気のあるまちを目指すこととしています。

本年度は、総合計画の中間年度であり、改めてこれまでのまちづくりを検証するとともに、本市の豊かな自然と都市機能を調和させながら、持続可能な地域循環社会の構築に向けた取組を加速させる必要があります。また、社会の少子化、高齢化や人口減少という厳しい現実の中で、将来に及ぶ長期的視点の課題にも積極果敢に挑戦することが求められており、多くの市民とともに手を携え、北見市の将来像に向けたまちづくりを着実に進めて行かなければなりません。

本年度の実施計画は、平成 26 年度から 28 年度までの計画として策定いたしますが、本年度で前期基本計画が終了することから、各事業は前期基本計画の成果指標や市民満足度の検証結果を踏まえた立案が求められます。また、国の動向変化や社会経済情勢、財政状況等を十分勘案しつつ、6 つの基本目標の推進に向けて効率的かつ効果的な事業推進に努めるとともに、制度上 5 年延長が可能となった合併特例債など、有利な財源を積極的に活用した事業展開を通じ、本市が直面する様々な課題の克服と地域経済の活性化を図ってまいります。

2. 当市を取り巻く社会経済情勢

国においては、長引く円高やデフレからの脱却など、日本経済の再生に向けた取組を進めるため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、新たな成長戦略という3つの政策を「3本の矢」として、同時展開していくこととしています。特に、第3の矢となる新たな成長戦略については、本年6月に「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」を閣議決定し、企業や国民の自信を回復し、「期待」を「行動」へ変える成長への道筋を示したところであります。

これらの取組により、現在、各種経済指標が改善し、景気回復の兆しが見え始めておりますが、地方への波及は遅く、国は、今後とも日本経済を揺るぎない成長戦略に乗せるため、これら政策を前例のないスピードで迅速に実行していくこととしております。

一方、昨年成立した社会保障・税一体改革関連法での消費税増税の動向や国論を二分するTPPへの正式な交渉参加など、先行き不透明感が増す中で、私たち地域への様々な影響が懸念されています。

北海道経済は、国の発注する工事が本格的に動き出し、北海道新幹線の車両基地工事など公共事業が増加傾向であり、消費税増税前の駆け込み需要もあり個人消費、住宅建設、生産活動など全体的に持ち直しの動きがみられますが、雇用面などまだまだ厳しい状況が続いています。

北見市においては長引く地域経済の低迷により、市税収入の伸び悩みや高齢社会の進展に伴う義務的経費の増嵩など、依然として厳しい財政状況であります。特に平成28年3月には合併10年を迎え、合併特例措置が終了となる地方交付税の一本算定などを踏まえ、今後とも将来を見据えた安定的で持続可能な行財政運営を行うためには、公共施設の適正配置、組織機構の見直しなどの行財政改革のほか、更なる財政健全化

の取組を進めていく必要があります。

3. 推進する重点項目

第6次実施計画は、総合計画の基本目標である次の6つの項目を推進項目に掲げ策定します。

[推進項目]

- ・ 自然と共生する安全・安心のまちづくり
- ・ 豊かな心と文化を育てるまちづくり
- ・ 支えあい、一人ひとりを大切にするまちづくり
- ・ 活力を生み出す産業振興のまちづくり
- ・ 住む喜びを実感できる生活優先のまちづくり
- ・ 市民とつくる信頼と協働のまちづくり

特に事業立案にあたっては、本年度の市政執行方針で示した政策展開の5つの柱である「地域循環型都市の創造」、「広域連携推進都市の創造」、「市民交流推進都市の創造」、「未来型福祉・教育都市の創造」、「市政改革の実行」により、新しい北見の未来へ果敢に挑戦することとし、第6次実施計画の重点項目を次のとおり設定します。

[重点項目]

- ① 豊かな地域資源を生かした、活力あふれるまちへ

～足腰の強い地域経済の確立～

- ② 安心して住み続けられる、市民が輝くまちへ

～安心の医療・福祉と教育環境の充実～

また、厳しい財政環境のもと、多様な行政需要や当市が抱える様々な課題に効果的かつスピード感を持って対応していくためには、複数の事業を組み合わせることにより相乗効果を高め、垣根を越えて、部・課横断的に取り組むことも有効であることから、各部各課で協働連携する「連携プロジェクト」は、今年度も採択していくこととします。

4. 事業採択の考え方

計画策定の基本的考え方や推進する重点項目、さらには、総合計画の前期基本計画の検証等を踏まえ、次の視点に立ち、市民にとって真に必要な施策・事業を採択することとします。

①時代の変化への対応

長引く景気の低迷、雇用環境の悪化、少子・高齢化の進行、深刻化する環境問題など、時代の変化に的確に対応している施策・事業。

②必要性、効率性、緊急性への対応

社会経済情勢や多様化する市民ニーズを十分に把握し、必要性、効率性、緊急性に対応している施策・事業。

③自治区の振興発展と特色あるまちづくりへの対応

地域資源の活用などにより、特色あるまちづくりに結びつく施策・事業。

5. 計画立案にあたっての留意事項

事業採択の考え方や行政評価及び中期財政計画、行財政改革推進計画などを踏まえつつ、次の点に留意し、計画立案を行ってください。

①情報公開と市民参加機会の充実

情報公開と市民参加機会の充実に努め、行政と市民との協働によるまちづくりを進めることとします。

②既存施設等の有効活用と適正配置

施設の多目的利用や用途見直し、さらには統廃合を含めた適正配置の検討や施設の長寿命化など、既存ストックの有効活用を図ることとします。

③最少の経費で最大の効果を

費用対効果を考慮し、多様な事業手法を検討することとします。

④スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規施策の実施にあたっては、ソフト・ハード事業ともに「スクラップ無くしてビルド無し」の考え方を基本とすることとします。

⑤歳入の確保

国や道の補助制度の動向に留意するとともに、財源確保に努めることとします。

⑥状況変化に対応した再評価

第5次実施計画で採択されている事業についても、社会経済情勢の変化等に対応するため、再度検討することとします。

6. 実施計画対象事業の取り扱いについて

施設の維持補修や備品類の更新等について、実施計画に位置づける事業と実施計画対象外として臨時費要求とする事業の考え方は、以下のとおりです。

①施設の維持補修関連事業

- ・原形を変ずる事業（改修）は、原則として対象とします。
例：トイレ水洗化、施設入口スロープ設置、窓二重化 など
- ・原形を変じない事業（既存機能の維持を目的とする補修・修繕）は、1施設の事業費が1,000万円以上の事業を対象とします。

②車両購入・更新事業

- ・一般公用車（乗用車等）は、増車・更新とも対象外とし、臨時費対応とします。
- ・特殊車両（バス・除雪車・重機等）は、増車・更新ともに実施計画事業に位置付けした上で整備を図っていきます。
- ・消防本部所有の車両についても同様の取り扱いとします。
(消防車・救急車は実施計画事業とし、広報車等は臨時費対応)

〔車両更新基準〕

- ・乗用車 ～ 使用年数15年以上及び走行距離15万km以上
- ・福祉バス、スクールバス ～ 使用年数20年以上及び走行距離50万km以上

③備品等整備事業

- ・施設の新規開設や新規事業開始に伴う備品の購入については、1

件300万円以上の事業を対象とします。

- ・ 現有備品の更新についても、単年度で1件300万円以上の事業を対象とします。
- ・ 1事業で複数の備品を更新または購入する場合は、その事業費の総額が500万円以上の事業を対象とします。

④その他事業（経費）

- ・ 単年度のイベント開催に係る経費については、対象外とします。
- ・ 各種啓発等に係るリーフレット等の印刷物は、対象外とします。